

## 査読済み論文

# 受給資格期間短縮が低所得高齢者に与えた影響

山田篤裕\*

2020年9月30日投稿

2021年3月16日受理

### 要 旨

本稿では厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票を用い、老齢年金受給のための受給資格期間が25年から10年へ短縮(2017年8月1日施行)されたことに伴い、(1) どれほどの低所得高齢者が貧困リスクを回避できたか、(2) 貧困者で受給資格期間短縮に該当した者の生活保護受給率は高いのか、(3) 年金に置き換えられた生活保護費はどれくらいの規模だったか、の3点を分析した。

主な知見として、(1) 受給資格期間短縮該当で貧困であった者の中、2割前後が貧困から脱出できたこと、(2) 他法優先の結果、それまで年金受給資格のなかった被保護高齢者の3割が年金受給資格を得たが、年金を受給しても生活保護脱却に至らない者が多かったため、受給資格期間短縮該当者の生活保護受給率は高いこと、(3) 受給資格期間短縮によって新たに受給する老齢年金によって置き換えられた生活保護費は年額ベースで711億円ないし779億円で、高齢世帯が受給している生活扶助総額の1割にも及びその効果は将来も持続していくと考えられること、の3点が明らかになった。社会保障制度全体からみた政策含意として受給資格期間短縮は、25年以上保険料を拠出することへのインセンティブを弱める懸念があるとはいえ、生活保護受給者を含め、拠出した保険料に応じた給付という、社会保険の性格が貫徹される範囲をより広げたと評価できる。

キーワード：老齢年金、受給資格期間短縮、生活保護、貧困リスク

## 1. はじめに<sup>1</sup>

従来、公的年金を受給するには25年以上の資格期間が要件となっていたが、2017年8月

1日より、それが10年以上に短縮された。この受給資格期間短縮により、無年金者の一部は新たに老齢年金が受給可能となった一方、25年以上の資格要件を満たす老齢年金受給者と比較すれば、年金額は資格期間に比例して決まるため、受給資格期間短縮該当者(かつての無年金者)が新たに受け取れる老齢年金給付額は、かなり低いものとなる。

経済協力開発機構(OECD)の国際比較によれば、もともと日本のモデル年金(老齢年金)の平均的所得代替率は低く、OECD加盟国平均の59%に対し、37%に過ぎない。また高齢者の貧困率はOECD加盟国平均の14%に対し、

\* 慶應義塾大学経済学部

E-mail:atsuhiko@econ.keio.ac.jp

1 筆者が気付かなかった点について詳細かつ建設的なコメントを頂戴した匿名2名の査読者に心から感謝する。それらは本稿改訂で反映されたが、残されているかもしれない誤りはすべて筆者の責である。また本研究は令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表値と必ずしも一致しない。

日本は 20% と高い<sup>2</sup>。

そうした中、この受給資格期間短縮は、貧困リスクや生活保護受給に影響を与える制度改革として注目される。しかし、施行からまだ3年しか経過しておらず、そうした影響に関するデータに基づく定量分析は、筆者が知る限り少ない。

そこで本稿では現時点で入手可能な最新の厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017 年）」の調査票情報（個票）を用い、受給資格期間短縮が低所得高齢者等にどのような影響を与えたのか明らかにする。

より具体的には、(1) 受給資格期間短縮化により、どれほどの低所得高齢者が貧困リスクを回避できたか、(2) 貧困かつ受給資格期間短縮該当者の生活保護受給率は高いのか、(3) 年金に置き換えられた生活保護費はどれくらいの規模であったか、の3点を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。次節で制度的背景について概観する。第3節でデータおよび分析手法について述べる。第4節で受給資格期間短縮に関する実証分析結果を示す。第5節で本稿の知見のまとめと残された課題を指摘する。

結論を先取りすれば、主な知見として、(1) 受給資格期間短縮該当で貧困であった者の中、2割前後が貧困から脱出できたこと、(2) 他法優先の結果、被保護高齢者の多く（それまで年金受給資格がなかった被保護高齢者の3割）が年金受給資格を得たが、年金を受給しても生活保護脱却には至らない者が多かったため、受給資格期間短縮該当者の生活保護受給率は高いこと、(3) 老齢年金に置き換えられた生活保護費は年額ベースで711億円ないし779億円で、高齢世帯が受給している生活扶助総額の1割にも及び、その置き換え効果は将来も持続していくと考えられること、の3点が明らかになった。社会保障制度全体からみた政策含意として受給資格期間短縮は、25年以上保険料を拠出する

2 OECD (2019) pp.23-31。

ことへのインセンティブを弱める懸念があるとはいえ、生活保護受給者を含め、拠出した保険料に応じた給付という、社会保険の性格が貫徹される範囲をより広げたと評価できる。

## 2. 制度的背景

冒頭でも述べたように、2017年8月1日より、老齢年金を受け取るための資格期間（保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間等の合算期間）が25年から10年に短縮された（以下、これを「期間短縮」と略記する）。この期間短縮は「無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点」<sup>3</sup>から行われた。

実際、2012年の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）」では、もともと期間短縮の施行は消費税の10%引き上げ時に予定されていたが、二度の引上げ延期<sup>4</sup>に伴い、「無年金の問題は喫緊の課題であり、できる限り早期に実施する必要があるため」<sup>5</sup>2016年の同法改正により2017年度中に施行されることとなった。

期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る対象者は約40万人であり、それ以外に特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人と見積もられていた<sup>6</sup>。

期間短縮の周知のため、資格期間が10年以上25年未満の対象者に、年齢順・男女別に2017年2月下旬から7月上旬までに、日本年

3 厚生労働省 (2017) p.283。

4 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）では消費税は2015年10月に10%に引上げることが明記されていた。しかし2014年4月に5%から8%へ引上げられた際の駆け込み需要の反動による消費落ち込みを踏まえ、2014年11月に2017年4月に延期することとなった。その後さらに2016年6月の新興国経済の落ち込みを踏まえ、再び引上げは延期され、実際に消費税が10%に引き上げられたのは、2019年10月となった（日本経済新聞 2018年10月15日）。

5 厚生労働省 (2017) p.283。

6 厚生労働省 (2016) p.1。

金機構から年金請求書が送付された<sup>7</sup>。

また厚生労働省社会・援護局からは「受給資格期間短縮により新たに年金受給権を得る生活保護受給者により円滑に年金裁定請求手続が行われるよう」2017年3月から2018年2月までの間に厚生労働省社会・援護局保護課長・年金局事業管理課長連名で5度にわたり、自治体向け通知が出され、周知された<sup>8</sup>。

こうした周知により年金請求が促進された結果、副次的な効果も生じた。具体的には「短縮により受給権が発生するであろうと年金請求を行ったところ、従前の短縮前の受給要件を満たしている者が一定数存在」していることも明らかになった(厚生労働省2019a: 93)<sup>9</sup>。

期間短縮該当者、すなわち無年金者の多くは低所得高齢者であると考えられ、この制度改革は、低所得高齢者の貧困リスクや生活保護を受給する高齢者に一定の影響を与えたものと考えられる。しかし、そうした影響については、比較的新しい制度改革であるため、筆者の知る限り、知見は少ないようである。そこで本稿では、この期間短縮が、低所得高齢者に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

### 3. データと分析方法

#### (1) データ

データとして、厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報(個票)を用いた。現時点で入手できる最新データとなる。

以下、厚生労働省(2019b)に基づき当該データの概要と本稿の分析に適切であると考えられる3つの特長を説明する。

7 日本年金機構(2017)。

8 厚生労働省(2018) pp.28-29。期間短縮とは別途、2011年にも通知「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」(社援保発 0331 第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)が出されている。すでに会計検査院(2016)により「13都道府県の31事業主体において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったこと」に関し2015年度で13億円が過大交付で「不当」との指摘を受けていた。

9 この副次的効果により、2016年度に国民年金の新規裁定者の平均加入期間は405カ月であったが、2017年度は389カ月と16カ月も短くなった(厚生労働省2019a: 93-94)。

「老齢年金受給者実態調査」は厚生労働省年金局数理課が実施している統計法上の一般統計、「年金制度基礎調査」の一つである。「老齢年金受給者実態調査」は日本年金機構が支給する老齢年金の受給者を対象とし、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているか捉えることを目的とし、郵送調査で行われている。2017年調査では有効回答率は66%で、有効回答となったサンプルは3万6千程である。

2017年調査の第一の特長として、調査時点が2017年12月1日であり、同年8月1日から始まった期間短縮の該当者が識別可能である。調査時点で、調査対象者数3625万人の中、1%に相当する38万人が期間短縮該当者であるが、調査客体数5万5千の中、9%に相当する5千を期間短縮該当者に割り当てている。有効回答でないサンプルの脱落を考慮しても、なお2700近くの期間短縮該当者サンプルが利用可能である。

こうした特長以外に、さらに2つの特長が挙げられる。一つはこれまでの調査と同様、生活保護受給の有無を尋ねており、本稿で明らかにしたい、公的年金を受給する被保護高齢者も識別可能である。もう一つは日本年金機構の業務データに基づく補正により、年金に関する調査項目については正確さが期されており、期間短縮がなかった(無年金であった)場合、受給できなかった老齢年金額を精確に捉えることも可能である。

#### (2) 分析方法

本稿の研究目的を踏まえ、3つの分析を行う。

第一の分析は、仮想的に期間短縮該当者が老齢年金を受給していなかった場合に貧困(=夫婦/本人所得が生活扶助基準未満)であったかどうかを判別した上で、期間短縮による新たな老齢年金受給で貧困リスクを回避できたかを推定する。

第二の分析では、新たに老齢年金を得た期間短縮該当者が、同じ貧困リスクに直面している人々と比較し、他の個人属性をコントロールし



た上でもなお、生活保護受給率が高いかどうか検討する。

生活保護制度の他法優先の原則により、生活保護給付が期間短縮による老齢年金に置き換わっただけで、生活保護のみ受給していた高齢者が、期間短縮によりたんに生活保護と老齢年金の両方を受給するようになっただけの可能性もある。

第三の分析では、この可能性についてさらに公表統計と組み合わせ検討した上、生活保護から年金給付の置換された総額がどれほどの規模であったか明らかにする。

### (3) 分析対象サンプル

分析には、65 歳以上の老齢年金受給者を用いた。前項で説明した第二の分析では、さらに生活扶助基準未満という条件に該当する低所得高齢者のサブ・サンプルを用いた。

生活扶助基準には、冬季加算および期末一時扶助の月平均額を含む。無配偶者については本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで判断した。有配偶者については夫婦所得の合計が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで判断した。

なおデータ上、調査対象者の居住地（級地）は識別できないため、最も高い 1 級地 1 基準と最も低い 3 級地 2 基準の 2 つを用いることとした。

## 4. 分析結果

### (1) 期間短縮該当者に関するクロス集計

期間短縮該当者がどれほど存在しているのかウェイト付けした結果<sup>10</sup>を示したのが表 1 である。「老齢年金受給者実態調査」に基づく 2017 年 12 月調査時点で、老齢年金受給者全体の 1.1%（＝0.2＋0.9）を占めるに過ぎない。それでも、今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な 25 年に満たない高齢者

（65 歳以上）の中、納付済み期間が 10 年以上 25 年未満だった人々は 4 割<sup>11</sup>を占めており、期間短縮は相応の無年金者に対する影響があったといえる。なお基礎のみの期間短縮該当者と比較し、厚生 / 共済年金も受給できるようになった期間短縮該当者は 4 倍（＝0.9 ÷ 0.2）多い。

表1：期間短縮該当および25年以上要件を満たす老齢年金受給者の分布（65歳以上、%）

|                   | 男性   | 女性   | 男女計   |
|-------------------|------|------|-------|
| 期間短縮該当者・基礎のみ      | 0.1  | 0.1  | 0.2   |
| 期間短縮該当者・厚生/共済年金あり | 0.5  | 0.4  | 0.9   |
| 25年以上要件・基礎のみ      | 4.5  | 14.7 | 19.1  |
| 25年以上要件・厚生/共済年金あり | 37.5 | 42.3 | 79.8  |
| 計                 | 42.5 | 57.5 | 100.0 |

出所：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017 年）」調査票情報に基づき筆者計算（ウェイト済）。

次に、どのような職歴で期間短縮該当者が多いか比較したのが表 2 である。ここでいう職歴とは、「20 歳から 60 歳までの間での主な仕事（おおむね 20 年間を超えて従事していたもの）」の回答に基づく。期間短縮該当者の方が 25 年以上要件を満たす者より 5%ポイント高いセルを便宜的にグレーで表示している。

男女とも、また厚生 / 共済年金の有無を問わず、期間短縮該当者の職歴分布は統計的に有意に異なり、男性では非正規雇用者職歴、自営業・家族従事者職歴、女性では職歴不詳や自営業主・家族従事者職歴が相対的に多い。非正規雇用率の趨勢的な上昇傾向に基づく、将来的に期間短縮の影響を受ける人々が相対的に多くなると予想される<sup>12</sup>。

11 今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な 25 年に満たない高齢者（65 歳以上）の納付済み期間の分布は、10 年未満が 59% 10 年以上 15 年未満が 19%、15 年以上 20 年未満が 15%、20 年以上 25 年未満が 6%であった（厚生労働省 2011:2）。

12 実際、丸山（2019）は「正社員中心の職歴と比較し、非正規中心の職歴であった非正規労働者は公的年金の累積未納率が高い」ことを実証している。さらに 5 節で議論するように、10 年期間短縮による制度改正自体が、該当者増大の誘因となっていく可能性があることにも注意が必要である。

10 老齢年金受給者 3625 万人の中、1%が期間短縮該当者であるが、使用した「老齢年金受給者実態調査」では調査客体数 1 割を期間短縮該当者に割り当てているため、クロス集計の際には、抽出倍率に基づきウェイト付けする必要がある。

表2：期間短縮該当および25年以上要件を満たす老齢年金受給者の職歴分布（65歳以上、%）

## (a) 基礎のみ

|                   | 男性         |       | 女性        |       |
|-------------------|------------|-------|-----------|-------|
|                   | 25年以上要件    | 期間短縮  | 25年以上要件   | 期間短縮  |
| 常雇の正規の職員・従業員      | 41.8       | 10.6  | 11.7      | 3.5   |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等   | 0.6        | 4.0   | 7.0       | 11.5  |
| 臨雇・日雇い            | 2.5        | 12.1  | 1.9       | 6.8   |
| 自営業主またはその家族従事者    | 45.1       | 52.6  | 25.9      | 28.2  |
| 収入のある仕事はしていない     | 0.5        | 1.4   | 30.5      | 16.0  |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず | 2.0        | 8.6   | 9.2       | 12.5  |
| 職歴不詳              | 7.6        | 10.8  | 13.8      | 21.5  |
| 合計                | 100.0      | 100.0 | 100.0     | 100.0 |
| N                 | 1,176      | 145   | 3,693     | 263   |
| Pearsonカイ二乗検定     | 107.46 *** |       | 77.41 *** |       |

## (b) 厚生／共済年金あり

|                   | 男性          |       | 女性         |       |
|-------------------|-------------|-------|------------|-------|
|                   | 25年以上要件     | 期間短縮  | 25年以上要件    | 期間短縮  |
| 常雇の正規の職員・従業員      | 74.9        | 23.2  | 28.1       | 5.9   |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等   | 1.9         | 6.9   | 19.7       | 24.6  |
| 臨雇・日雇い            | 0.9         | 10.0  | 2.4        | 4.5   |
| 自営業主またはその家族従事者    | 12.5        | 28.9  | 11.6       | 21.2  |
| 収入のある仕事はしていない     | 0.2         | 0.8   | 13.1       | 9.5   |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず | 2.2         | 16.5  | 12.4       | 16.9  |
| 職歴不詳              | 7.5         | 13.7  | 12.7       | 17.4  |
| 合計                | 100.0       | 100.0 | 100.0      | 100.0 |
| N                 | 11,492      | 1,010 | 11,206     | 793   |
| Pearsonカイ二乗検定     | 1700.00 *** |       | 245.94 *** |       |

出所：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者計算（ウェイト済）。

注：ここでいう職歴とは、「20歳から60歳までの間での主な仕事（おおむね20年間を超えて従事していたもの）」の回答に基づく。期間短縮該当の方が25年以上要件を満たす者より5%ポイント高いセルを便宜的にグレーで表示している。\*\*\*は0.1%水準で有意。

## (2) 期間短縮による貧困リスクの回避

期間短縮により、どれほどの人々が貧困リスクを回避できたのであろうか。「貧困」は、本稿では、夫婦（あるいは無配偶の場合は本人）所得が生活扶助基準未満である場合と定義する。それを確認する方法として、(a) 期間短縮該当者の公的年金額が仮に0であったとしたら貧困であるかどうか、(b) 期間短縮該当者の現在受給している公的年金額を考慮してもなお貧困であるかどうか、に基づき仮想的な貧困動態を捉える。(a)で貧困、(b)で非貧困であれば、期間短縮の導入により、仮想的に「貧困脱出」と定義できる。同様に(a)(b)ともに「非貧困（のまま）」あるいは「貧困（のまま）」も定義でき、仮想的な貧困動態を捉えることが可能となる。

以上のように定義した仮想的貧困動態を示し

たのが表3である。制度上、仮想的貧困動態が生じるのは期間短縮該当者に限定されるが、どれほどのインパクトがあったかを確認するため、老齢年金受給者全体に占める割合も示している。

表3：期間短縮による仮想的な貧困（生活扶助基準未満）動態（65歳以上、%）

## (a) 老齢年金受給者全体

|               | 1級地1基準     |        | 3級地2基準     |        |
|---------------|------------|--------|------------|--------|
|               | 男性         | 女性     | 男性         | 女性     |
| 非貧困           | 94.9       | 88.1   | 96.8       | 93.0   |
| 貧困脱出          | 0.1        | 0.1    | 0.2        | 0.1    |
| 貧困            | 5.0        | 11.8   | 3.0        | 6.9    |
| 計             | 100.0      | 100.0  | 100.0      | 100.0  |
| N             | 13,823     | 15,955 | 13,823     | 15,955 |
| Pearsonカイ二乗検定 | 247.32 *** |        | 100.69 *** |        |

## (b) 期間短縮該当者のみ

|               | 1級地1基準 |       | 3級地2基準 |       |
|---------------|--------|-------|--------|-------|
|               | 男性     | 女性    | 男性     | 女性    |
| 非貧困           | 36.7   | 33.2  | 42.0   | 37.8  |
| 貧困脱出          | 10.4   | 11.9  | 11.7   | 13.9  |
| 貧困            | 52.9   | 54.9  | 46.4   | 48.3  |
| 計             | 100.0  | 100.0 | 100.0  | 100.0 |
| N             | 1,155  | 1,056 | 1,155  | 1,056 |
| Pearsonカイ二乗検定 | 4.16   |       | 5.42 † |       |

出所：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者計算（ウェイト済）。

注：期間短縮該当者が実際は得ている公的年金額が0であった場合、貧困に陥るかどうかの仮想的な状態で定義。貧困は夫婦（無配偶の場合は本人）所得が生活扶助基準未満かどうかで判断。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。\*\*\*、†は各々0.1%水準で有意。

老齢年金受給者全体〔表3(a)〕では、期間短縮該当者の小さな比率を反映し、仮想的な貧困状態から脱出したのは、男女とも1級地1基準で男女とも0.1%（3級地2基準では男性0.2%、女性0.1%）に過ぎない。しかし、期間短縮該当の貧困であった者のみでみた場合〔表3(b)〕、期間短縮により仮想的な貧困状態から脱出できた者の割合〔＝貧困脱出÷（貧困脱出＋貧困）〕は1級地1基準で男性16%、女性18%（3級地2基準で男性20%、女性22%）で、2割前後の貧困リスク低下という、相応の効果があつたことがうかがえる。

なお老齢年金受給者全体でみた場合、貧困動

態の分布には男女差があり、女性で貧困のままの比率が高いが、期間短縮該当者に限定してみた場合、そうした男女差は5%水準でみると統計的に有意でない<sup>13</sup>。

**表4：期間短縮該当／25年以上要件を満たす老齢年金受給者の生活保護受給率（65歳以上、%）**

**(a) 25年以上の要件を満たす者**

|               | 男性    |           | 女性    |           |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|
|               | 基礎のみ  | 厚生/共済年金あり | 基礎のみ  | 厚生/共済年金あり |
| 非受給           | 98.6  | 98.8      | 99.0  | 98.7      |
| 受給            | 1.4   | 1.2       | 1.0   | 1.3       |
| 計             | 100.0 | 100.0     | 100.0 | 100.0     |
| N             | 1,176 | 11,492    | 3,693 | 11,206    |
| Pearsonカイ二乗検定 | 0.16  |           | 1.92  |           |

**(b) 期間短縮該当者のみ**

|               | 男性    |           | 女性    |           |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|
|               | 基礎のみ  | 厚生/共済年金あり | 基礎のみ  | 厚生/共済年金あり |
| 非受給           | 66.5  | 62.1      | 71.1  | 75.2      |
| 受給            | 33.6  | 37.9      | 29.0  | 24.8      |
| 計             | 100.0 | 100.0     | 100.0 | 100.0     |
| N             | 145   | 1,010     | 263   | 793       |
| Pearsonカイ二乗検定 | 1.01  |           | 2.00  |           |

出所：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者計算（ウェイト済）。

さらに期間短縮該当者の生活保護受給率の高さも注目に値する。65歳以上の老齢年金受給者を25年以上の資格要件を満たす者と、期間短縮該当者に分け、生活保護受給率を各々男女別に示したのが表4である。

25年以上の要件を満たす者〔表4(a)〕では、生活保護受給率は厚生/共済年金の有無に関わらず、男女とも1%台に過ぎない。一方、期間短縮該当者〔表4(b)〕でみると、生活保護受給率は高く、男性では基礎のみで34%、厚生/共済年金ありでも38%、女性では基礎のみで29%、厚生/共済年金ありで25%となっている。興味深いことに、25年以上の要件を満たす者も、期間短縮該当者も、厚生/共済年金の有無による、生活保護受給率の差は統計的に有意ではない。期間短縮該当者の多くは納付期間10年以上15年未満であり（脚

注11参照）、このことが厚生/共済年金に加入していても、生活保護を脱却するために必要十分な年金額とはならない者が多い一因と考えられる。

**(3) 貧困者における期間短縮該当と生活保護受給との相関**

生活扶助基準未満という条件に該当する低所得高齢者（貧困者）の中、他の個人属性もコントロールした上で、期間短縮該当者とそれ以外の老齢年金受給者との間で、生活保護受給率はどのように異なるのか。期間短縮該当者の方が、当然年金受給額も低いため、より生活保護受給確率が高いと考えられるが、年金受給額が低い場合、就労所得を得ることで生活保護受給とはならない可能性もあるため、この問いへの答えは必ずしも自明ではない。

表5は、65歳以上の老齢年金受給者の中、貧困（夫婦/本人所得が生活扶助基準未満）である者を対象に、実際に生活保護を受給しているかどうかを被説明変数とするProbitモデルの推計結果（限界効果）を示している（記述統計量は本稿未付表参照）。

説明変数は、有配偶状況、就業状態、健康状態、職歴、資産（貯蓄額、持ち家の有無）、繰上げ受給の有無、期間短縮該当かどうかである。

貧困者で、実際に生活保護受給率が高いのは、生活保護制度を反映し、貯蓄がない（両基準で男性では2倍、女性では1級地1基準で66%、3級地2基準で82%高くなる）場合である。同様に制度を反映し、生活保護受給率が低いのは、配偶者以外の同居世帯員がいる（男女とも1級地1基準で－13%、3級地では各々－17%と－16%）、持ち家がある（1級地1基準で男性－19%、女性－17%、3級地2基準で男女とも－20%）場合である。繰上げ受給については、男性のみ生活保護受給率は有意に低く、1級地1基準と3級地2基準で各々－7%、－11%となっている<sup>14</sup>。

14 同じ低所得高齢者でも、繰上げ受給者の方が、生活保護受給率は低い、という結果は、本稿で用いたデータ（2017年）より前の調査年である「老齢年金受給者実態調査（2011、2012、2016年）」を用いた山田（2018）とも整合的な結果である。

13 10%水準では3級地2基準で男女差は有意である。



表5：貧困者（65歳以上）の生活保護受給率

## (a) 生活扶助基準1級地1未満

| 被説明変数<br>生活保護を受給（=1） | 男性     |             | 女性     |             |
|----------------------|--------|-------------|--------|-------------|
|                      | dy/dx  | [Std. Err.] | dy/dx  | [Std. Err.] |
| 説明変数                 |        |             |        |             |
| 未婚                   | 0.086  | [0.025] *** | 0.042  | [0.020] *   |
| 死別                   | 0.034  | [0.031]     | 0.011  | [0.015]     |
| 離別                   | 0.061  | [0.023] **  | 0.025  | [0.015] †   |
| 配偶者以外の同居世帯員有り        | -0.134 | [0.023] *** | -0.128 | [0.011] *** |
| 年齢                   | 0.037  | [0.026]     | 0.026  | [0.014] †   |
| 年齢二乗÷100             | -0.025 | [0.017]     | -0.018 | [0.009] *   |
| 就労                   | -0.153 | [0.035] *** | -0.065 | [0.022] **  |
| 病気・高齢等による就労不能        | 0.032  | [0.020]     | 0.033  | [0.012] **  |
| 職歴：常雇の正規の職員・従業員      | 0.019  | [0.027]     | 0.049  | [0.023] *   |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等      | 0.035  | [0.044]     | 0.062  | [0.019] *** |
| 臨雇・日雇い               | 0.030  | [0.035]     | 0.080  | [0.028] **  |
| 収入のある仕事はしていない        | 0.005  | [0.074]     | 0.046  | [0.019] *   |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず    | 0.029  | [0.029]     | 0.061  | [0.018] *** |
| 職歴不詳                 | -0.007 | [0.029]     | 0.054  | [0.018] **  |
| 貯蓄なし                 | 1.020  | [0.044] *** | 0.663  | [0.024] *** |
| 100万円未満              | 0.900  | [0.045] *** | 0.579  | [0.028] *** |
| 貯蓄不詳                 | 0.926  | [0.050] *** | 0.603  | [0.026] *** |
| 持ち家                  | -0.190 | [0.019] *** | -0.165 | [0.011] *** |
| 厚生/共済年金あり            | -0.001 | [0.026]     | -0.015 | [0.012]     |
| 繰上り受給                | -0.069 | [0.035] *   | -0.015 | [0.022]     |
| 期間短縮該当               | 0.113  | [0.021] *** | 0.080  | [0.011] *** |
| <hr/>                |        |             |        |             |
| 疑似決定係数               | 0.582  |             | 0.588  |             |
| 対数尤度                 | -320.8 | ***         | -416.5 | ***         |
| N                    | 1,143  |             | 2,245  |             |

## (b) 生活扶助基準3級地2未満

| 被説明変数             | 男性         |             | 女性         |             |
|-------------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 生活保護を受給 (=1)      | dy/dx      | [Std. Err.] | dy/dx      | [Std. Err.] |
| 説明変数              |            |             |            |             |
| 未婚                | 0.082      | [0.029] **  | 0.056      | [0.027] *   |
| 死別                | 0.056      | [0.034]     | 0.028      | [0.020]     |
| 離別                | 0.073      | [0.026] **  | 0.030      | [0.020]     |
| 配偶者以外の同居世帯員有り     | -0.174     | [0.024] *** | -0.162     | [0.014] *** |
| 年齢                | 0.038      | [0.030]     | 0.027      | [0.018]     |
| 年齢二乗÷100          | -0.027     | [0.020]     | -0.019     | [0.011] †   |
| 就労                | -0.178     | [0.041] *** | -0.074     | [0.030] *   |
| 病気・高齢等による就労不能     | 0.038      | [0.023] †   | 0.048      | [0.017] **  |
| 職歴：常雇の正規の職員・従業員   | 0.015      | [0.031]     | 0.111      | [0.032] *** |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等   | 0.028      | [0.051]     | 0.067      | [0.025] **  |
| 臨雇・日雇い            | 0.045      | [0.040]     | 0.114      | [0.037] **  |
| 収入のある仕事はしていない     | 0.017      | [0.087]     | 0.059      | [0.025] *   |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず | 0.028      | [0.032]     | 0.087      | [0.024] *** |
| 職歴不詳              | -0.028     | [0.033]     | 0.069      | [0.024] **  |
| 貯蓄なし              | 1.050      | [0.058] *** | 0.819      | [0.032] *** |
| 100万円未満           | 0.929      | [0.058] *** | 0.715      | [0.038] *** |
| 貯蓄不詳              | 0.970      | [0.064] *** | 0.745      | [0.036] *** |
| 持ち家               | -0.197     | [0.021] *** | -0.201     | [0.015] *** |
| 厚生/共済年金あり         | -0.006     | [0.031]     | -0.005     | [0.017]     |
| 繰上げ受給             | -0.107     | [0.046] *   | -0.027     | [0.029]     |
| 期間短縮該当            | 0.098      | [0.027] *** | 0.079      | [0.015] *** |
| 疑似決定係数            |            |             |            |             |
|                   | 0.597      |             | 0.584      |             |
| 対数尤度              | -232.9 *** |             | -330.0 *** |             |
| N                 | 836        |             | 1,461      |             |

出所：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき Probit モデルにより筆者推計。dy/dx は限界効果を表す。

注：有配偶者、職歴（20～60歳までの主な仕事）が自営業主・家族従事者、貯蓄額100万円以上が基準（ベースカテゴリー）。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで低所得であるかどうかを判断。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。\*\*\*、\*\*、\*、† は各々0.1、1、5、10%水準で有意。

また興味深いことに、65歳以上の老齢年金受給者であっても、就労している場合、生活保護受給率は低い。その効果は、1級地1基準で男性－15%、女性－7%、3級地2基準でもほぼ同等である。同様に病気・高齢等による就労不能の場合、女性で生活保護受給率は1級地1基準で3%、3級地2基準で5%高い。

労働経済学の一般的枠組に従えば、非就労所得である年金受給額が低いほど、就労確率は上がるため、得られた就労所得によって、生活保護を受給する確率は低くなると考えられる<sup>15</sup>。しかし、年金受給額が低くても病気・高齢等を含め何らかの理由により就労できなければ、年金受給額も就労機会も限られるため、生活保護受給確率は高くなるものと考えられる。そして就労できないことによる生活保護受給率への影響は、年金額が低い期間短縮該当者でより大きいものと考えられる。

しかし期間短縮該当の場合、男女・両基準とも生活保護受給率は10%前後高い。これは政策含意として期間短縮該当が生活保護受給を促すことを意味するのではなく、制度的背景でも述べたように、生活保護を受給している場合、社会・援護局の通知等により、他法優先の原則に基づき、期間短縮により新たに受給権が発生した老齢年金の申請がとくに徹底された、と解釈すべきである。

#### (4) 期間短縮がもたらした公的年金による生活保護費の置き換え効果

こうした背景について、さらに厚生労働省「被保護者調査」の公表統計に基づき確認する。図1は被保護高齢者（65歳以上）の年金受給率と被保護高齢者かつ年金受給者の1人あたり年金受給月額を示している。年金受給者・受給額

15 もちろん、この議論は、高齢者の一般的選好が、他のすべての条件が一定であれば、生活保護を受給するより就労した方が高いことを前提としている。このような前提はあながち非現実的なものではないと考えられる。たとえば期間短縮が実施される直前の2017年7月末の厚生労働省「被保護者調査（個別調査3－2表）」によれば、生活保護を受給する高齢世帯の最低生活費（月額）は平均11万円であるが、収入認定された就労収入額は平均4万円とかなりの額にのぼる。

には老齢・退職年金以外に障害年金、遺族年金の受給者の数値を含む。

2001 年度から 2016 年度にかけ、被保護高齢者の年金受給率は 45 ～ 50 % で推移していたが、年度途中で期間短縮が導入された 2017 年度から翌年の 2018 年度にかけ、50 % から 64 % へと一気に 14 % ポイントも増大した。期間短縮は 2017 年度半ばの 2017 年 8 月 1 日に施行されたことから、2016 年度と 2018 年度の数値を比較すれば、被保護高齢者は 100 万人から 104 万人へと 4 % 増加した中で、被保護高齢者かつ年金受給者は 50 万人から 67 万人へと 13 % も増加した。また被保護高齢者かつ年金受給者の 1 人あたり年金受給月額平均は 2011 年度から 2017 年度まで 4 万 8 千円前後で推移していたが、2018 年には 4 万 6 千円まで 6 % 減少した。

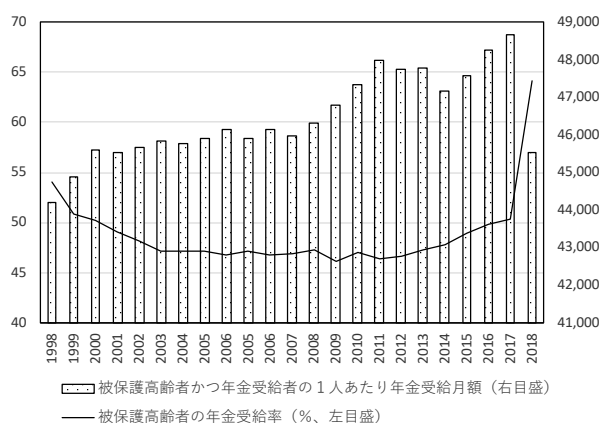


図1：被保護高齢者（65歳以上）の年金受給状況（1998～2018年）

出所：厚生労働省（2008）及び厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」、「被保護者調査（年次調査・個別調査）」各年版に基づき筆者作成。

注：年金受給者・受給額には老齢・退職年金以外に障害年金、遺族年金の受給者の数値を含む。

以上のように 65 歳以上の被保護高齢者の年金受給率と被保護高齢者かつ年金受給者の 1 人あたり年金受給月額の動きに基づけば、期間短縮以前は年金の受給資格を持たなかった被保護高齢者は半数存在したが、期間短縮によりその中の 3 割（＝ 14 % ÷ 50 %）が新たに年金の受給資格を得たことで、被保護高齢者の年金受給

額平均も低下したものと推察される。

生活保護を受給している場合、他法優先の原則に基づき、期間短縮に基づく老齢年金を申請しているという関係があったものと推察される。

それでは、老齢年金によって置き換えられた生活保護費はどれほどの規模であったのか。最後に 2 つの方法で粗い推計を行う<sup>16</sup>。第一の方法は期間短縮導入前後の老齢年金を受給する被保護高齢者数の増加と、期間短縮による保護廃止となった被保護高齢者数から推計する。第二の方法は期間短縮前の無年金者の受給資格期間の分布を、同じく期間短縮前の老齢年金を受給していない被保護高齢者数に当てはめ推計する。

第一の方法では、図 1 により 2016 年度と 2018 年度の数値から、被保護高齢者の中、17 万人が期間短縮により新たに老齢年金を受給できたと仮定すると、生活保護を受給している期間短縮該当者の年金額平均は「老齢年金受給者実態調査（2017 年）」に基づき 38 万円（年額）である<sup>17</sup>ので、期間短縮後も生活保護を脱却できない被保護高齢者では 38 万円 × 17 万人＝ 646 億円（年額ベース）が、生活保護費から老齢年金へと置き換えられたものと推定される。

推計が難しいのは、期間短縮該当により、生活保護から脱却できた高齢者数をどう織り込むかである。本稿での分析結果から、期間短縮該当者の 13 %（男女平均）は生活扶助（3 級地 2）基準未満で定義された貧困を、期間短縮により脱出したと推定される（表 3 参照）が、貧困脱出前の生活保護受給率は不明である。

厚生労働省（2010）によれば、総務省「全国消費実態調査（2004 年）」に基づく住宅扶助を考慮した最低生活費未満の高齢世帯数に対し、実際の生活保護受給高齢世帯数はその 35 % に相当すると推計されている。厚生労働省（2010）

16 厚生労働省（2012）の参考 2（p.18）において 2011 年度の数値に基づく、期間短縮による老齢基礎年金の給付費は「約 500 億円増加」（国庫負担は約 250 億円）と見込まれているが、老齢厚生年金の給付費の増加についての数値は示されていない。

17 抽出倍率に基づきウェイト付けした筆者推計。



の上記数値に基づき、期間短縮による貧困脱出者も、その中の35%が貧困脱出前に生活保護を受給していたと仮定すれば、38万人(「老齢年金受給者実態調査(2017年)」時点の期間短縮該当者総数)×13%(貧困脱出率)×35%(貧困脱出前の推定被保護率)=1.7万人が、期間短縮により保護廃止になったものと推定される。

「老齢年金受給者実態調査(2017年)」に基づく生活保護を受給していない期間短縮該当者の年金額平均も38万円(年額)であるので、38万円×1.7万人=65億円(年額ベース)となる。したがって第一の方法によれば、年額ベースで総額711億円(=646億円+65億円)が、期間短縮により生活保護費から老齢年金に置き換えられたものと推定される。

第二の方法は、より単純であり、2016年度の被保護高齢者の中、無年金者50万人(図1参照)から推計していく。厚生労働省(2011)によれば「65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な25年に満たない者」(=100%)の中、納付済み期間が10年以上25年未満の者は2007年時点で41%である。被保護高齢者の中の無年金者も同じ比率であると仮定すれば、期間短縮による新たな老齢年金受給者の年金額合計は38万円<sup>18</sup>×50万人×41%=779億円(年額ベース)となる。

国立社会保障・人口問題研究所(2019)によれば生活保護制度に係る2017年度の社会保障給付費は3兆7008億円である。また厚生労働省「被保護者調査(個別調査3-2表)」によれば2017年7月末現在で生活保護を受給している高齢世帯は86万世帯、高齢世帯が受給している生活扶助平均額は7万6千円なので、単純に12倍して年額とすれば、高齢世帯にかかる生活扶助総額は7786億円となる。したがって期間短縮によって老齢年金に置き換えられた

生活保護費の規模は生活保護制度全体でみれば2%に過ぎないが、高齢世帯が受給していた生活扶助総額でみればその1割にも及ぶ。しかも、生活扶助未満の所得しかない高齢者が2020年以降急増していくとのシミュレーション(稲垣2015)に基づく、資格期間短縮によるこの置き換え効果は将来も持続していくと考えられる。さらに非正規雇用率の趨勢的な上昇傾向に基づいても、将来的に期間短縮の影響を受ける人々が多くなることが予想され(脚注12参照)、置き換え効果は大きくなる可能性すらある。

## 5. おわりに

本稿では厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」を用い、老齢年金受給のための資格期間の25年から10年への短縮化(2017年8月1日)により(1)低所得高齢者が貧困リスクを回避できたか、(2)低所得高齢者の期間短縮該当者の生活保護受給率が高いのか、(3)老齢年金に置き換えられた生活保護費はどれくらいの規模であったか分析した。期間短縮については、施行されてからまだ3年であるため、筆者が知る限り、低所得高齢者への影響に関する知見は少ないようである。

本稿の主な知見として、(1)受給資格期間短縮該当で貧困であった者の中、2割前後が貧困から脱出できたこと、(2)他法優先の結果、それまで年金受給資格がなかった被保護高齢者の3割が年金受給資格を得たが、年金を受給しても生活保護脱却には至らない者が多かったため、期間短縮該当者の生活保護受給率は高く、(3)老齢年金に置き換えられた生活保護費は、推計方法により711億円ないし779億円(年額ベース)で、高齢世帯が受給している生活扶助総額の1割にも及ぶこと、の3点が明らかになった。

残された課題として、短期でみれば期間短縮は一定の貧困削減効果があったとはいえ、長期でみれば(結果として受給する年金額は低くなるとはいえ)「10年間納付すればよいという誤解」により、保険料納付意欲を低下させ、その

18 上述の通り、期間短縮該当者かつ生活保護受給者の年金額平均は「老齢年金受給者実態調査(2017年)」に基づく筆者推計(ウェイト付け済)では38万円(年額)であった。

結果、さらなる低年金・低所得者を増大させる可能性も懸念される。実際、社会保障審議会年金部会でもこうした問題が議論された<sup>19)</sup>。

期間短縮によるこうした「負の効果」が長期的に現れるかどうかは、今後、検証されるべき残された課題である。より具体的には、老齢基礎年金の新規裁定者の納付済期間と免除期間の合計期間が「25年に達したところで人数が増え、25年を超えると一旦人数が減少するという傾向」<sup>20)</sup>がある。また社会保険庁「国民年金被保険者実態調査（2002）」年の個票を用い、所得を含むさまざまな個人属性をコントロールした山田（2009）でも、国民年金保険料の未納率は「35歳で最低となり反転し上昇」していることが確認され、「35歳は25年間という受給資格期間を満たすための限界年齢である」ことが指摘されている<sup>21)</sup>。このような受給資格期間の25年でみられた傾向が、10年にシフトしていないか検証することは、受給資格期間の「負の効果」を確認する一つの方法と考えられる。

社会保障制度全体からみた政策含意として受給資格期間短縮は、25年以上保険料拠出することへのインセンティブを弱める懸念があるとはいえ、生活保護受給者を含め、拠出した保険料に応じた給付という、社会保険の性格が貫徹される範囲をより広げたと評価できる。

#### <参考文献>

- [1] 稲垣誠一（2015）,「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』Vo.15, 34-44.
- [2] 会計検査院（2016）,「平成27年度決算検査報告の概要」[4. 検査の結果, (1) 不当事項, 厚生労働省「生活扶助費等負担金等の交付が過大」]（[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary27/pdf/fy27\\_futo\\_230.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary27/pdf/fy27_futo_230.pdf), 2020年9月1日閲覧）
- [3] 厚生労働省（2010）,「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について（第8回ナショナルミニマム研究会、資料3-1）」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0409-2d.pdf>, 2020年9月1日閲覧）
- [4] 厚生労働省（2011）,「受給資格期間の短縮について（第2回社会保障審議会年金部会、資料2）」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ofqi-att/2r9852000001ofvn.pdf>, 2020年9月1日閲覧）
- [5] 厚生労働省（2012）,「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理（第9回社会保障審議会年金部会、参考資料）」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020q4b-att/2r98520000020q98.pdf>, 2020年9月1日閲覧）
- [6] 厚生労働省（2016）,「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第84号）の概要（第27回社会保障審議会年金事業管理部会、資料2-1）」（[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/si2\\_7.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/si2_7.pdf), 2020年1月27日閲覧）
- [7] 厚生労働省（2017）,「平成29年版厚生労働白書」（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/index.html>, 2020年9月1日閲覧）
- [8] 厚生労働省（2018）,「資料2 保護課（社会・援護局関係主管課長会議資料 平成30年3月1日（木））」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195476.html>, 2020年9月1日閲覧）
- [9] 厚生労働省（2019a）,「公的年金財政状況報告—平成29年度—」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198528\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198528_00001.html), 2021年1月26日閲覧）
- [10] 厚生労働省（2019b）,「老齢年金受給者実態調査調査の概要」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&tclass1=000001123395>, 2020年1月27日閲覧）
- [11] 国立社会保障・人口問題研究所（2019）,「社会保障費用統計（平成29年度）：第21表 制度別社会保障給付費の推移（1989～2017年度）」（[http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h29/fsss\\_h29.asp](http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h29/fsss_h29.asp), 2020年9月1日閲覧）
- [12] 日本年金機構（2017）,「必要な資格期間が25年から10年に短縮されました」（<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2017/20170801.html>, 2020年3月4日閲覧）
- [13] 丸山桂（2019）「年長フリーター・無業者の生活と年金納付状況」『年金研究』No.11, 1-23.
- [14] 山田篤裕（2009）,「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態—社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析—」『社会政策研究』第9号, 64-93.
- [15] 山田篤裕（2018）,「生活保護を受給する老齢年金受給者：同居形態、資産、職歴」『年金と経済』37(3), 18-28.
- [16] OECD（2019）, Pensions at a Glance: OECD and G20 Indicators, OECD, Paris.

19 厚生労働省（2011）p.14 および厚生労働省（2012）pp.8-9.

20 厚生労働省（2011）p.4.

21 山田（2009）p.79.

## 付表：記述統計量

## (a) 生活扶助基準1級地1未満

|                   | 男性     |             | 女性     |             |
|-------------------|--------|-------------|--------|-------------|
|                   | Mean   | [Std. Dev.] | Mean   | [Std. Dev.] |
| 生活保護受給 (=1)       | 0.397  | [0.490]     | 0.167  | [0.373]     |
| ln (夫婦所得)         | 10.644 | [0.568]     | 10.492 | [0.609]     |
| 未婚                | 0.185  | [0.388]     | 0.069  | [0.254]     |
| 死別                | 0.133  | [0.340]     | 0.490  | [0.500]     |
| 離別                | 0.241  | [0.428]     | 0.200  | [0.400]     |
| 配偶者以外の同居世帯員有り     | 0.293  | [0.455]     | 0.475  | [0.499]     |
| 年齢                | 74.350 | [7.448]     | 78.329 | [8.324]     |
| 年齢二乗÷100          | 55.833 | [11.55]     | 62.046 | [13.301]    |
| 就労                | 0.126  | [0.332]     | 0.076  | [0.265]     |
| 病気・高齢等による就労不能     | 0.528  | [0.499]     | 0.555  | [0.497]     |
| 職歴：常雇の正規の職員・従業員   | 0.194  | [0.396]     | 0.064  | [0.244]     |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等   | 0.052  | [0.221]     | 0.122  | [0.328]     |
| 臨雇・日雇い            | 0.080  | [0.271]     | 0.041  | [0.198]     |
| 収入のある仕事はしていない     | 0.011  | [0.106]     | 0.125  | [0.330]     |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず | 0.143  | [0.350]     | 0.139  | [0.346]     |
| 職歴不詳              | 0.184  | [0.387]     | 0.223  | [0.416]     |
| 貯蓄なし              | 0.446  | [0.497]     | 0.298  | [0.457]     |
| 100万円未満           | 0.179  | [0.384]     | 0.194  | [0.395]     |
| 貯蓄不詳              | 0.108  | [0.311]     | 0.135  | [0.342]     |
| 持ち家               | 0.444  | [0.497]     | 0.613  | [0.487]     |
| 厚生/共済年金あり         | 0.743  | [0.437]     | 0.598  | [0.490]     |
| 繰上げ受給             | 0.128  | [0.334]     | 0.177  | [0.382]     |
| 期間短縮該当            | 0.538  | [0.499]     | 0.261  | [0.440]     |
| N                 | 1,143  |             | 2,245  |             |

## (b) 生活扶助基準3級地2未満

|                   | 男性     |             | 女性     |             |
|-------------------|--------|-------------|--------|-------------|
|                   | Mean   | [Std. Dev.] | Mean   | [Std. Dev.] |
| 生活保護受給 (=1)       | 0.476  | [0.500]     | 0.233  | [0.423]     |
| ln (夫婦所得)         | 10.478 | [0.573]     | 10.262 | [0.612]     |
| 未婚                | 0.208  | [0.406]     | 0.070  | [0.255]     |
| 死別                | 0.112  | [0.316]     | 0.457  | [0.498]     |
| 離別                | 0.267  | [0.443]     | 0.231  | [0.422]     |
| 配偶者以外の同居世帯員有り     | 0.275  | [0.447]     | 0.461  | [0.499]     |
| 年齢                | 73.611 | [7.217]     | 78.055 | [8.716]     |
| 年齢二乗÷100          | 54.706 | [11.16]     | 61.686 | [13.98]     |
| 就労                | 0.112  | [0.316]     | 0.078  | [0.268]     |
| 病気・高齢等による就労不能     | 0.530  | [0.499]     | 0.555  | [0.497]     |
| 職歴：常雇の正規の職員・従業員   | 0.181  | [0.385]     | 0.046  | [0.209]     |
| 常雇のパート、契約社員・嘱託等   | 0.055  | [0.228]     | 0.131  | [0.337]     |
| 臨雇・日雇い            | 0.090  | [0.286]     | 0.040  | [0.197]     |
| 収入のある仕事はしていない     | 0.013  | [0.114]     | 0.133  | [0.340]     |
| どの職歴にも20年間以上は該当せず | 0.158  | [0.365]     | 0.152  | [0.359]     |
| 職歴不詳              | 0.191  | [0.394]     | 0.233  | [0.423]     |
| 貯蓄なし              | 0.507  | [0.500]     | 0.362  | [0.481]     |
| 100万円未満           | 0.182  | [0.386]     | 0.191  | [0.393]     |
| 貯蓄不詳              | 0.109  | [0.312]     | 0.136  | [0.342]     |
| 持ち家               | 0.385  | [0.487]     | 0.552  | [0.497]     |
| 厚生/共済年金あり         | 0.766  | [0.424]     | 0.581  | [0.494]     |
| 繰上げ受給             | 0.114  | [0.318]     | 0.222  | [0.416]     |
| 期間短縮該当            | 0.644  | [0.479]     | 0.355  | [0.479]     |
| N                 | 836    |             | 1,461  |             |

出所：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者計算。

注：生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二世帯の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。